

補助犬について



平成 14 年 10 月より身体障害者補助犬法が施行され、公共施設において、補助犬の同伴が可能になっています。当院では障害者介助犬をご使用される方が安心して病院をご利用いただけるように、次のように対応しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

受入れ可能な身体障害者補助犬の種類

①盲導犬

胴に白または黄色のハーネス（胴輪）をしている。

②聴導犬

犬に「聴導犬」の表示札がついている。

③介助犬

犬に「介助犬」の表示札がついている。

※使用者本人が補助犬認定証を携帯している場合に限りです

同伴禁止区域

集中治療室、E 棟 6 階病棟、病棟処置室、内視鏡センター処置室、手術室、カテーテル検査室、栄養部、核医学（検査室内）、その他別に病院長が定める区域

同伴可能区域

原則として禁止区域以外は同伴可能区域となります。

その他、診察室・処置室・病室・待合室等で安全管理上、スペース上、または近くに犬アレルギーのある患者さんがいる、犬を怖がる方がいるなど、病院長の判断により同伴をお断りする場合があります。

使用者が同伴禁止区域に入る場合の補助犬の誘導

使用者に同伴者がいない場合には、病院事務職員または看護師が補助犬をお預かりいたします。その際には病院職員が介助者として同行いたします。